

金融円滑化法終了に向けての税理士対象 出口戦略セミナー

— リスケジュール延長獲得のための実抜計画作成と金融機関折衝 —

ご挨拶

中小企業金融円滑化法が施行されて3年目、金融庁の方針によりH25.3月には円滑化法は終了となります。今や中小企業の約150万社超が円滑化法を申請していると言われており、円滑化法の再延長期限H25.3月を迎えた場合、現在の水準より最大50%倒産件数が増える可能性があると言われてしています。金融庁や中小企業庁は外部専門家との連携強化を推進しており、特に中小企業と密接に関与している税理士・診断士等の外部専門家の活躍を期待しています。本セミナーは、このような期待に応えるために円滑化法終了後の企業財務の安定に向けての実践的な支援プログラムの習得を目的としています。また、セミナー最終日に中小企業経営力強化支援法に対応する「経営革新等支援機関認定税理士」の御案内もさせていただきます。

リスケジュール延長獲得手法「実抜計画」とは

- 経営再建計画の中でも「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」のこと
- 実抜計画のメリット
 - ➡ (1) 債務者区分の「要管理先」「破綻懸念先」が「その他の要注意先」「正常先」になる
 - (2) リスケジュールをしていながら「新規融資」を受けられる可能性が出てくる
- 実抜計画の要件
 - ➡ (1) 計画の実現に必要な関係者の同意が得られていること。これは、主に金融機関をさす
 - (2) 当該計画を超える追加支援が必要とは見込まれないこと
追加支援とは、新規融資や、いっそう踏み込んだリスケジュールなどのこと。計画に書いてある以上の追加支援が必要と見込まれないことがポイント
 - (3) 計画における売上高、費用、利益の予想等の想定が十分に厳しいものとなっていること
計画が実現不可能な絵に描いた餅ではなく、現実を踏まえた厳しいものであるか、ということ

セミナーの目的と概要

本セミナーは、実抜計画の作成知識を身につけて頂き、その実抜計画をもとに金融機関折衝によりリスケ延長を獲得することを目的とします。

- 本セミナーではリスケ延長を獲得するために、
- ・実抜計画（行動裏付けのある数値）作成
 - ・金融機関折衝方法
 - ・リスケ延長承認後のモニタリング方法

を身につけて頂きます。

その結果、税務案件以外の受注増及び受注単価UPに結びつきます。

本セミナーの特徴

- ・リスケ延長獲得実例を題材にしたカリキュラム
- ・実抜計画作成演習により、裏付けのある計画作成
- ・金融機関折衝現場での折衝方法体感

セミナーカリキュラム

日時		内容	
11月3日(土) 13:00~16:00	180分	決算書の読み方	決算書から本業分析・財務分析をし、格付けを把握する
11月10日(土) 13:00~16:00	180分	借入金状況の把握から実抜計画内容の理解まで	実際の企業の数値を使い、借入金の現状からリスケ延長を獲得するための考え方を理解する
11月17日(土) 13:00~16:00	180分	実抜計画作成演習	実際の企業の数値を使い、リスケ延長を獲得できる実抜計画の作成の演習をする
11月24日(土) 13:00~16:00	180分	実抜計画数値達成のためのモニタリング方法の理解	実抜計画数値達成合格ラインである80%達成のためのモニタリング方法を習得する

